

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

片岡 潤一

「リース取引に関する会計基準（案）」「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」
に対するコメントについて

標記に関し、「貸手側の処理」につき以下のコメントを致します。
宜しくお願い致します。

「リース取引に関する会計基準（案）」について

1. 第 13、14 項

「リース投資資産」及び「リース債権」につき、債権額を利息相当額込みで資産に計上し、負債に利息相当額を「未実現利益」として計上してもよいか？

また、所有権移転ファイナンスリースに係る処理は、現在「割賦債権」として資産に計上しているが、「リース債権」ではなく今後も引き続き「割賦債権」として資産に計上することとしてもよいか？

2. 21 項

所有権移転ファイナンスリースに係る処理は、現在「割賦債権」として 5 年内における 1 年毎及び 5 年超の回収予定額を有価証券報告書及び半期報告書に記載しているが、現状のままの記載方法でよいか？それとも「割賦債権」と「リース債権」を分けて記載すべきか？

「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」について

1. 49 項-(2)

リース料回収ベースで売上高と売上原価を計上するのではなく、リース期間の経過に合わせ発生ベースで売上高と売上原価を計上する方法としてもよいか？

2. 78 項

直前事業年度末の固定資産簿価をリース投資資産の期首簿価として引き継ぐ場合、第 77 項の原則処理を適用した場合との影響額に重要性がある場合は注記が必要とあるが、重要性の判断基準をどのように捉えるべきか？

以 上